

お 知 ら せ

業者の皆様へ

青森市企業局水道部

見積書の様式変更等について

平成26年4月の消費税率引き上げに当たり、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）が制定され、消費税の転嫁を拒否する行為が禁じられています。

このことを受け、企業局水道部では「特定事業者は、商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒む行為をしてはならない」と規定している特措法第3条第3号の規定の遵守を図り、中小事業者等における消費税の価格への転嫁をしやすい環境を整備するため、契約手続時に使用している見積書様式については、消費税込みの見積金額欄のみとなっている現行の様式を、税抜きの見積金額と消費税額をそれぞれ確認できる様式に変更しました。

なお、物品関係については、各社任意様式としますが、記載にあたっては、本体価格、消費税及び地方消費税相当額、合計金額が分かるように記載してください。

※変更後の見積書様式（工事・委託等）については、様式集に掲載しております。

【担当】

青森市企業局水道部総務課用度チーム

# 見 積 書

## 記載例(工事・委託等)

月 日

青森市公営企業管理者企業局長 様

見積者 所在地  
商号又は名称  
代表者職・氏名

印

見 積 金 額 (税抜)		十		億		千		百		十		万		千		百		十		円
					¥	4		0		0		0		0		0		0		0

(消費税及び地方消費税額： ¥32,000 )

(合計金額： ¥432,000 )

件 名

〇〇〇〇業務

- 青森市財務規則及び入札心得を守り、ご指示の仕様書その他の条件を承諾のうえ上記のとおり見積もりをします。
- 見積書に記載している見積金額に、消費税及び地方消費税額は含まれておりません。
- 1円未満の端数金額は切り捨てます。(単価契約を除く)

